

医師国保組合からのお知らせ

健康保険証発行終了にかかる取扱いについて

○国民健康保険証の廃止について

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の国民健康保険被保険者証は廃止され、保険証の再発行や新規加入に伴う発行、券面記載事項の変更による発行はできなくなります。

○保険証廃止後の予定

医療機関を受診するときは、原則マイナンバーカードで受診していただきます。

- (1) 廃止の時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長 1 年間は引き続き使用することが可能です。

岐阜県医師国民健康保険組合の保険証（青色）は令和 7 年 3 月 31 日まで使用できます。

(注)令和 7 年 3 月 31 日までに 70 歳を迎える被保険者など、一部の方は有効期限が異なる場合があります。

- (2) マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付されます

令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、保険者から資格確認書が交付されますので、引き続き保険診療を受けることができます。

※国では令和 6 年 12 月 2 日以降、最大 1 年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定しています。

- (3) マイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」が交付されます

ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や 70 歳以上での負担割合変更時等に「資格情報のお知らせ」が保険者から交付されます。

○高齢受給者証について

70 歳から 74 歳の方には高齢受給者証を発行していますが、令和 6 年 12 月 2 日以降は保険証と同様に廃止され、マイナ保険証または資格確認書と一体化されます。

本年 7 月下旬に一斉更新を行い、有効期限が「令和 7 年 7 月 31 日」の高齢受給者証をお送りしておりますので、令和 7 年 7 月 31 日まで使用できます。

(注)令和 7 年 7 月 31 日までに後期高齢者医療制度に移行する人など、一部の方は有効期限が異なる場合があります。

○「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」について

○「資格確認書」とは

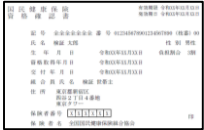
マイナ保険証の利用登録をされていない方、マイナンバーカードをお持ちでない方の被保険者資格を医療機関等が確認するものです。

「高齢受給者証（70 歳以上の方）」の負担割合は、資格確認書に表示させていただきます。

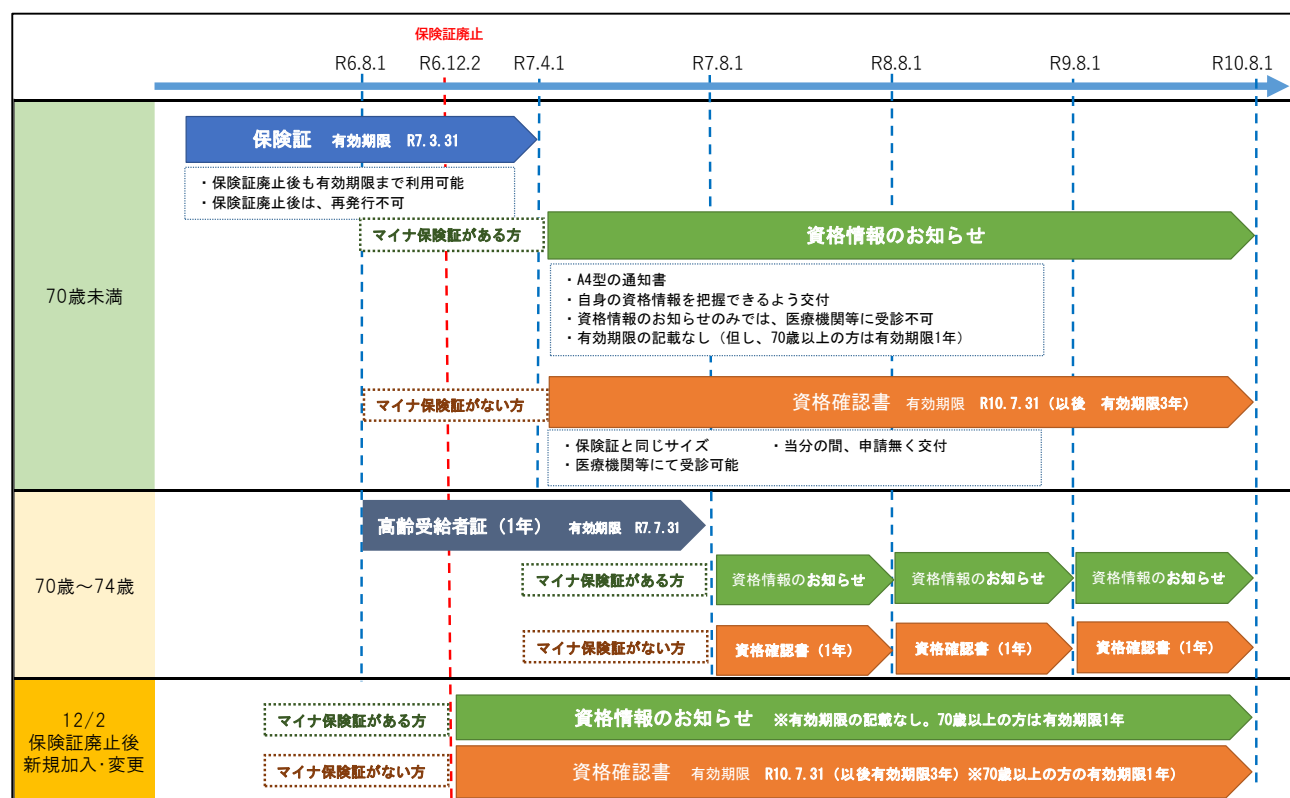
○「資格情報のお知らせ」とは

マイナ保険証の利用登録をされている方に交付するものです。オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でも、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます。

○マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
1	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの取得後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
2	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
3	資格情報のお知らせ	紙製カード型 (A4用紙の角を切取って使用) 	資格取得時に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方（資格情報のお知らせのみでは受診不可）

○保険証の新規発行廃止と今後の対応（予定）



○「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」様式（予定）

資格確認書 様式（カード型）※変更の可能性あります

表	面	裏	面
国民健康保険 有効期限 令和 年 月 日 資格確認書 発行期日 令和 年 月 日 記号 番号 ○○○-○○○-○○○ (枝番) 01 氏名 国保 太郎 性別 男 生年月日 年 月 日 負担割合 3割 資格取得日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 組合員氏名 国保 太郎 住所 岐阜市藪田南3丁目5番11号 保険者番号・名称 213025 岐阜県医師国民健康保険組合 〒500-8510 岐阜市藪田南3丁目5番11号 TEL058-274-1120		備考 ※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 ＜ 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。＞ 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】 〔特記欄：〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：	

資格情報のお知らせ（A4サイズ用紙）※変更の可能性あります

(整理番号)
(種別) ご本人(被保険者)様/ご家族様

国保 太郎 様

岐阜県医師国民健康保険組合
(保険者番号)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	番号
氏名	国保 太郎
フリガナ	コクホ タロウ
生年月日	昭和○○年○月○日
負担割合(70歳以上のみ記載)	○割
適用開始年月日	平成○○年○月○日
交付年月日	令和○○年○月○日

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

—マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら—



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下記を切取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
岐阜県医師国民健康保険組合
(保険者番号)

記号 番号 ○○○-○○○-○○○ 枝番 01
氏名 国保 太郎
負担割合 ○割(70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です。

○マイナンバーカードの健康保険証利用方法

※詳しくは右の QR コードからご確認ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用の方法についてご紹介します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを
健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局で
マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



○マイナ保険証利用登録解除について

令和6年12月2日に現行の保険証が廃止になることに伴い、原則、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、現在国では、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、解除の手続きを行うことができるよう、システム改修を行っております。

マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方は、加入している医療保険者等に申請をすることで解除されるようになります。

申請方法については、システムが整いしだい、当組合のホームページでお知らせいたします。

<お問合せ先> 岐阜県医師国民健康保険組合 TEL 058-274-1120